

下水道使用料における減量認定制度の一部変更について

1 変更内容

減量認定制度のうち、出口管理を廃止します。

2 変更理由

減量認定制度については、住民監査請求において監査委員から「市が明確かつ合理的な汚水排出量の管理を行うべき」という指摘を受けて検討した結果、出口管理による減量認定の継続は困難であるという判断に至ったためです。

3 今後のスケジュール

平成 25 年 4 月 1 日より出口管理は廃止とし、既存の出口管理認定事業者に対しては、2 年間の猶予期間を設けます。

(参考)

1 横浜市における減量認定制度の取扱いについて

事業者の営業形態、施設等の特性により公共下水道を明らかに利用せず、水道等の使用水量と汚水排出量に著しい差があり、排出されない水量を明確かつ合理的に算出できる場合において、汚水排出量を減量する制度として、横浜市下水道条例第 19 条第 2 項に基づき、減量認定制度を設けています

横浜市では、次の 2 つの方法により減量認定を行っています。

- (1) **入口管理** 下水道に排出されない設備に水道メーターの設置等により、その給水量を減量する。

$$【使用水量 - 減量水量 = 汚水排出量】$$

- (2) **出口管理** 実際の汚水量を排水流量計の設置により直接計測した水量を汚水排出量とする。

$$【排水の最終出口に設置された排水流量計の計測水量 = 汚水排出量】$$

2 横浜市下水道条例

(汚水の排出量)

第19条 前条第1項に規定する汚水の排出量は、次に定めるところによる。

- (1) 水道及び工業用水道に係る汚水の排出量は、水道及び工業用水道の使用水量とする。
(2) 井戸水、湧ゆう水、雨水等の水道及び工事用水道以外の水に係る汚水の排出量は、その使用水量(土木、建築工事等における湧ゆう水の揚水量を含む。)とし、その使用水量は、市長が認定する。

2 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その営業を営む者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申告することができる。

【参考】

住民監査請求の監査結果に対する措置結果について

1 経緯

出口管理による下水道使用料の減量認定を受けたスポーツクラブに対して、使用料徴収が過少である可能性があり正当な下水道使用料を徴収すべきという勧告を受け、措置しましたところスポーツクラブからの全額納付を確認しました。

平成 24 年 4 月 10 日	住民監査請求結果（勧告）の決定
平成 24 年 6 月 26 日	スポーツクラブへ第 1 回目の請求（納入通知書送付）
平成 24 年 8 月 10 日	第 1 回目の請求にかかる督促状を送付
平成 24 年 8 月 17 日	スポーツクラブへ第 2 回目の請求（納入通知書送付）
平成 24 年 10 月 3 日	第 2 回目の請求にかかる督促状を送付
平成 24 年 10 月 22 日	スポーツクラブへ第 3 回目の請求（納入通知書送付）
平成 24 年 11 月 7 日	スポーツクラブより第 1 ～ 3 回目の請求分の納入
平成 24 年 12 月 4 日	スポーツクラブより延滞金の納入
平成 24 年 12 月 14 日	スポーツクラブへ第 4 回目の請求（納入通知書送付）
平成 24 年 12 月 18 日	スポーツクラブより第 4 回目の請求分の納入

2 差額請求内容

調定月	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
	平成 19～22 年度 12-5 月分	平成 19～22 年度 6-7 月分	平成 19～22 年度 8-9 月分	平成 19～22 年度 10-11 月分
差額請求金額	25,402,781	13,033,883	11,355,750	5,236,562
納付期限	7 月 24 日	9 月 14 日	11 月 20 日	1 月 15 日
納入日	11 月 7 日	11 月 7 日	11 月 7 日	12 月 18 日
延滞金	772,200	119,900	-	-
納付期限	12 月 25 日	12 月 25 日	-	-
納入日	12 月 4 日	12 月 4 日	-	-
備考	督促納付期限 (8/23)を過ぎて納入 されたため、延滞金 が発生。 別途、11/26 請求。	督促納付期限 (10/15)を過ぎて納入 されたため、延滞金 が発生。 別途、11/26 請求。	-	-

納入金額計：55,921,076-

内訳) 差額金額：55,028,976-

延滞金：892,100-